

事 務 連 絡  
令和元年10月21日

全国農業共済組合連合会業務部長 殿

農林水産省経営局保険課課長補佐（収入保険企画班）  
保険監理官保険監理官補佐（総務班）

台風第20号及び第21号の接近に伴う農作物等の被害防止に向けた注意喚起及び農業保険の対応について

気象庁発表の台風第20号に関する情報(10月21日9時)等によれば、台風第20号は、種子島の南東にあつて北東へ進んでおり、この後、温帯低気圧に変わり21日の夜には紀伊半島の南を通過し、22日に御前崎の南海上に達する見込みです。

一方、発生中の強い台風第21号は、気象庁10月21日10時発表の台風情報によると、現在、マリアナ諸島の近海にあつて勢力を強めながら北上しており、今後、25日から26日にかけて、東日本の太平洋側に接近する見込みとなっています。

また、台風の接近に伴い、前線を活発化させ日本の広い範囲で大雨等を降らせることも懸念されます。

既に、「台風第19号の接近等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（令和元年10月9日付け農林水産省生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長及び地域作物課長連名通知）が通知されていましたが、こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添のとおり「台風第20号及び第21号の接近に伴う農作物等の被害防止に向けた注意喚起について」（令和元年10月21日付け農林水産省生産局農業環境対策課課長補佐事務連絡）が発出されました。

つきましては、貴職におかれましては、農業経営収入保険の被保険者に対して、機会を捉えて周知されるようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和元年10月21日

都道府県主管課長 殿

農林水産省経営局保険課課長補佐（収入保険企画班）  
保険監理官保険監理官補佐（総務班）

台風第20号及び第21号の接近に伴う農作物等の被害防止に向けた注意喚起及び農業保険の対応について

気象庁発表の台風第20号に関する情報(10月21日9時)等によれば、台風第20号は、種子島の南東にあつて北東へ進んでおり、この後、温帯低気圧に変わり21日の夜には紀伊半島の南を通過し、22日に御前崎の南海上に達する見込みです。

一方、発生中の強い台風第21号は、気象庁10月21日10時発表の台風情報によると、現在、マリアナ諸島の近海にあつて勢力を強めながら北上しており、今後、25日から26日にかけて、東日本の太平洋側に接近する見込みとなっています。

また、台風の接近に伴い、前線を活発化させ日本の広い範囲で大雨等を降らせることも懸念されます。

既に、「台風第19号の接近等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（令和元年10月9日付け農林水産省生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長及び地域作物課長連名通知）が通知されていましたが、こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添のとおり「台風第20号及び第21号の接近に伴う農作物等の被害防止に向けた注意喚起について」（令和元年10月21日付け農林水産省生産局農業環境対策課課長補佐事務連絡）が発出されましたので、貴職におかれましては、貴管内の農業共済組合に対して、機会を捉えて組合員へ周知するよう指導をお願いします。

特に園芸施設については、ハウスの構造強化や補修、倒壊の危険があるときには被覆材の除去を行うといった上記技術指導の内容を、貴管内の農業共済組合等が、JA等と連携しつつ組合員等に対し周知するよう指導をお願いします。

また、被害が発生した際は、速やかに被害状況の把握に努めるとともに、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立について、貴管内の農業共済組合等の取組が徹底して行われるよう指導をお願いします。

事 務 連 絡  
令和元年10月21日

農業共済組合連合会会長理事 殿

農林水産省経営局保険課課長補佐（収入保険企画班）  
保険監理官保険監理官補佐（総務班）

台風第20号及び第21号の接近に伴う農作物等の被害防止に向けた注意喚起及び農業保険の対応について

気象庁発表の台風第20号に関する情報(10月21日9時)等によれば、台風第20号は、種子島の南東にあつて北東へ進んでおり、この後、温帯低気圧に変わり21日の夜には紀伊半島の南を通過し、22日に御前崎の南海上に達する見込みである。

一方、発生中の強い台風第21号は、気象庁10月21日10時発表の台風情報によると、現在、マリアナ諸島の近海にあつて勢力を強めながら北上しており、今後、25日から26日にかけて、東日本の太平洋側に接近する見込みとなっている。

また、台風の接近に伴い、前線を活発化させ日本の広い範囲で大雨等を降らせることも懸念される。

既に、「台風第19号の接近等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（令和元年10月9日付け農林水産省生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長及び地域作物課長連名通知）が通知されていたが、こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添1のとおり「台風第20号及び第21号の接近に伴う農作物等の被害防止に向けた注意喚起について」（令和元年10月21日付け農林水産省生産局農業環境対策課課長補佐事務連絡）が発出されたので、貴職におかれては、貴管内の農業共済組合等に対して、機会を捉えて組合員等へ周知するよう指導をお願いする。

特に園芸施設については、ハウスの構造強化や補修、倒壊の危険があるときには被覆材の除去を行うといった上記技術指導の内容を、貴管内の農業共済組合等が、JA等と連携しつつ組合員等に対し周知するよう指導をお願いする。

また、被害が発生した際は、速やかに被害状況の把握に努めるとともに、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立について、貴管内の農業共済組合等の取組が徹底して行われるよう指導をお願いする。

なお、このことに関連し、別添2のとおり、貴道県主管課長宛て通知したので、御了知願いたい。